

## 第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は次のとおりとする。

### 第1節 公共施設災害復旧 [全 課]

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

#### 1 災害復旧体制の確立

風水害等災害対策編第6章第1節1「災害復旧体制の確立」参照。

#### 2 大規模災害における対応

風水害等災害対策編第6章第1節2「大規模災害における対応」参照。

#### 3 災害復旧事業計画の作成及び実施

風水害等災害対策編第6章第1節3「災害復旧事業計画の作成及び実施」参照。

#### 4 災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

風水害等災害対策編第6章第1節4「災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）」参照。

#### 5 計画的な復興

風水害等災害対策編第6章第1節5「計画的な復興」参照。

## 第2節 民生安定のための金融対策 [農林水産課、商工労政課]

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

### 1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

風水害等災害対策編第6章第2節1「農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）」参照

### 2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

風水害等災害対策編第6章第2節2「中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）」参照

## 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

[全 課]

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

国、県及び市は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

### 1 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

風水害等災害対策編第6章第3節1「被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）」参照。

### 2 租税の徴収猶予、減免（税務課、収納課）

風水害等災害対策編第6章第3節2「租税の徴収猶予、減免（税務課、収納課）」参照。

### 3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

風水害等災害対策編第6章第3節3「郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）」参照。

### 4 生業資金の確保（福祉課、県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）

風水害等災害対策編第6章第3節4「生業資金の確保（福祉課、県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）」参照。

### 5 生活再建の支援（国、県、市）

風水害等災害対策編第6章第3節5「生活再建の支援（国、県、市）」参照。

**6 義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、市）**

風水害等災害対策編第6章第3節6「義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、市）」参照。

**7 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、市）**

風水害等災害対策編第6章第3節7「住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、市）」参照。

**8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）**

風水害等災害対策編第6章第3節8「生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）」参照。

**9 農業災害補償（県農林水産部）**

風水害等災害対策編第6章第3節9「農業災害補償（県農林水産部）」参照。

**10 漁業災害補償（県農林水産部）**

風水害等災害対策編第6章第3節10「漁業災害補償（県農林水産部）」参照。

**11 罹災証明の交付体制の確立（税務課）**

風水害等災害対策編第6章第3節11「罹災証明の交付体制の確立（税務課）」参照。

**12 被災者台帳の作成（税務課）**

風水害等災害対策編第6章第3節12「被災者台帳の作成（税務課）」参照。

**13 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建築住宅課）**

風水害等災害対策編第6章第3節13「被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建築住宅課）」参照。

**14 援助、助成措置の広報等（県関係部局、市民課、商工労政課）**

風水害等災害対策編第6章第3節14「援助、助成措置の広報等（県関係部局、市民課、商工労政課）」参照。